4月1日より

各種使用料と施設使用料の徴収基準が変わります！

4月1日より各種使用料が改定されます

施設使用料などといった使用料の見直しについては、以前、平成10年にも同様に行っているところです。そのときは、長年にわたり見直しがされていなかったため、町民の皆さんに高負担を感じさせる要因となりました。

そうしたことから、各種使用料などの見直しについては、常に検討しながら、今まで調査・研究などを進めておりました。

その結果、近年の社会情勢や管内的な状況を踏まえ、昨年、施設使用料などの改定を行い、本年4月1日より適用されることとなります。

施設使用料も徴収基準も変わります

本年4月1日より適用される施設使用料などの改定に関しては、昨年12月下旬に全戸配布チラシで、公営温泉浴場入浴料（やすらぎ館）や保育料についてお知らせしているところです。そのほかにも、青少年旅行村入村料、B&G海洋センター艇庫使用料などといった各種使用料も改定されます。

こうした施設使用料の改定に合わせて、町内の公共集会施設の使用料についての徴収基準も見直されます。これまで施設使用料が全額免除となっていた公共的団体においても、一部負担や全額負担などといった徴収基準になります。（徴収基準については、先日、各関係団体へ別途お知らせしています。）

このように、本年4月1日から、各種使用料並びに使用料の徴収基準が改定となりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

お知らせ 4月以前に購入した温泉の入浴券（回数券）については、4月以降もそのまま利用できます。

問い合わせ先
財政税務課財政係
総務町民課生活安全係
☎7・3311

4月18日執行の瀬棚町議会議員選挙から「期日前投票制度」が適用されます！

投票手続きが簡素化され、投票しやすくなりました！

公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。「期日前投票制度」は、選挙期日前であっても選挙期日と同じように投票用紙を直接投票箱に入れることができる制度で、手続きが大幅に簡素化され、投票しやすくなりました。なお、この期日前投票制度については、今までの不在者投票のうち名簿登録地（瀬棚町）の選挙管理委員会で行う投票が対象となります。

期日前投票ができる人

選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど一定の事由（今までの不在者投票の事由）に該当すると見込まれる人です。

なお、投票の際には、今までの不在者投票と同じく、宣誓書の提出が必要となります。

参考 瀬棚町議会議員選挙に伴う選挙人名簿への登録について

選挙権のある方については、①日本国民②年齢満20歳以上③引き続き３ヵ月以上瀬棚町の区域内に住所を有するという３つの要件を満たす方が有権者となります。議会議員選挙に伴う詳しい登録要件は次のとおりです。

登録基準日	平成16年4月10日
住所要件	平成16年1月9日までに瀬棚町へ転入届をした方
年齢要件	昭和59年4月19日以前に出生した方

期日前投票の期間及び場所などについて

期日前投票ができるのは、「選挙期日の告示日（公示日）の翌日から投票日の前日まで」の間です。（今までの不在者投票の期間とは異なりますのでご注意ください）

参考 瀬棚町議会議員選挙に伴う期日前投票の期間などについて

投票の期間 **4月14日(水)～17日(土)まで**
※今までの不在者投票も同様となります

投票場所 **瀬棚町役場**

投票時間 **午前8：30から午後8：00まで**

今までの不在者投票について

名簿登録地（瀬棚町）での不在者投票については期日前投票に変わりますので、今までの不在者投票はなくなりました。しかし、それ以外の不在者投票（病院や老人ホームなど）については、今までどおりの手続きとなります。（投票できる期間は上記のとおり変わります）

「期日前投票」と今までの「不在者投票」との 比較

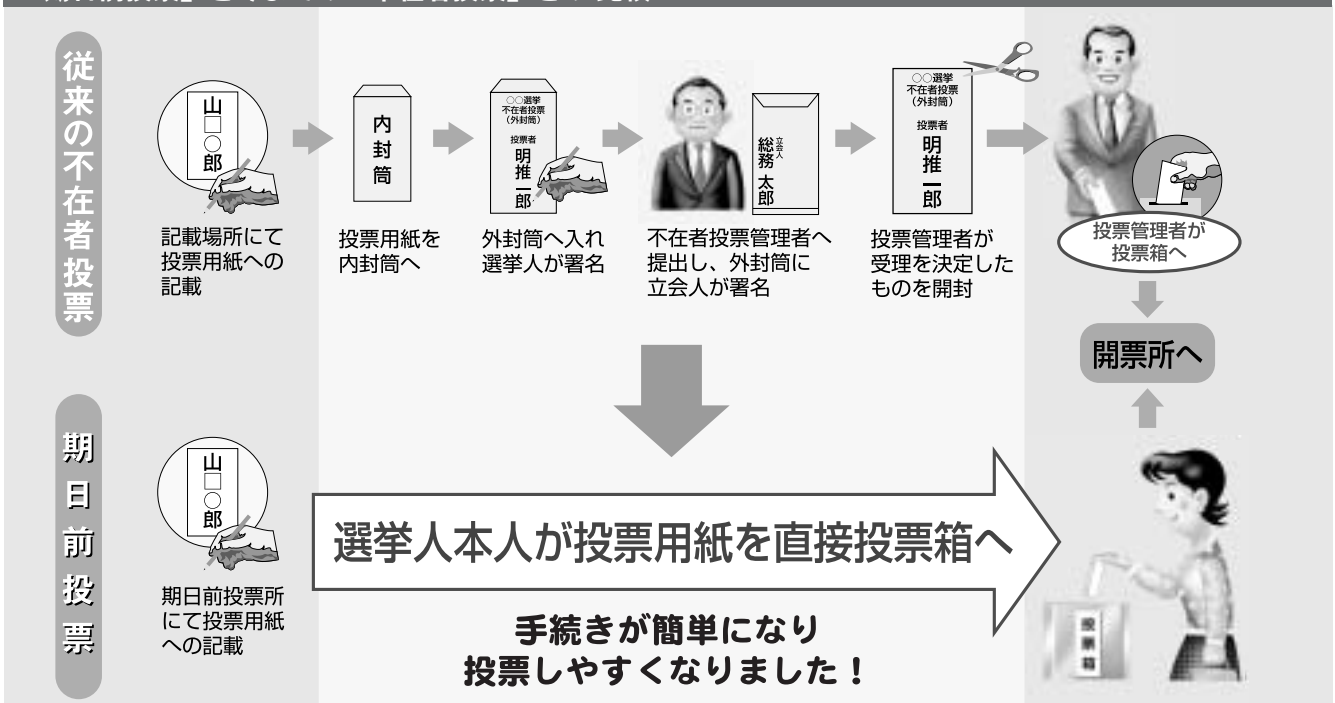

お問い合わせ先：瀬棚町選挙管理委員会事務局（役場内）　☎7-3311